

令和5年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	令和5年度高松市一般会計予算	168,900,000千円
2	令和5年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	41,418,416千円
3	令和5年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	7,173,054千円
4	令和5年度高松市介護保険事業特別会計予算	43,329,413千円
5	令和5年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	116,620千円
6	令和5年度高松市食肉センター事業特別会計予算	357,241千円
7	令和5年度高松市競輪事業特別会計予算	22,395,263千円
8	令和5年度高松市卸売市場事業特別会計予算	1,557,613千円
9	令和5年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	117,383千円
10	令和5年度高松市駐車場事業特別会計予算	400,254千円
11	令和5年度高松市病院事業会計予算	12,265,658千円
12	令和5年度高松市下水道事業会計予算	21,043,709千円

13 高松市印鑑条例及び高松市手数料条例の一部改正について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正等に伴い、改正するもの

〔電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行
(1)イは令和5年4月1日から施行〕

(1) 高松市印鑑条例の一部改正

ア 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請方法として、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備によることができることとするもの

イ 所要の規定整備をするもの

(2) 高松市手数料条例の一部改正

ア 住民票記載事項証明書等の証明に係る手数料について、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に変更するとともに、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備を使用することにより証明書等を交付する場合の規定を追加するもの

14 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

高松市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）の廃止に伴う経過措置を見直す必要が生じたため改正するもの

〔公布の日から施行〕

(1) 旧条例第14条の規定による職務上知り得た同条例第2条第1号に規定する個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務の適用を受ける者の範囲を見直すもの

(2) 旧条例の規定による罰則規定の適用を受ける者の範囲を見直すもの

(3) 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとするもの

(4) 所要の規定整備をするもの

15 高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について

〔R 5. 4. 1から施行〕

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部

改正を踏まえ、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合における当該申請等に係る手数料等の納付については、電子情報処理組織を使用する方法等による納付を可能とする等のため、改正するもの

(1) 高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正

- ア 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う場合における当該申請等に係る手数料等の納付については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による納付を可能とすることについて定めるもの
 - イ 申請等をする者に係る当該申請等に添付することが規定されている住民票等について、電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置により、当該住民票等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないことについて定めるもの
 - ウ 申請等又は処分通知等のうちに、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難等と認められる部分がある場合について定めるもの
 - エ 署名等を行うことが規定されている申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、個人番号カードの利用等をもって当該署名等に代えることができることとするもの
 - オ 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができる場合は、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限ることとするもの
 - カ 適用除外の対象となる手続等について見直すもの
 - キ 一部改正の内容を踏まえこの条例の目的について見直すもの
 - ク 委任について定めるもの
 - ケ 条例等の定義に、申請、届出その他の手続に係る根拠となる規定で市の機関が定めるものを加えるもの
 - コ 書面等の定義に複本を加えるもの
 - サ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市固定資産評価審査委員会条例の一部改正
- ア 所要の規定整備をするもの
- (3) 高松市社会福祉法人等助成条例の一部改正
- ア 所要の規定整備をするもの

16 高松市国民健康保険条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、
改正するもの

- (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

	現 行	改正後
後期高齢者支援金等賦課限度額	20万円	→ 22万円

※基礎賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は据置き

- (2) 被保険者均等割額等の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
$43万円 + 28万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43万円 + 29万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行	改正後
$43万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43万円 + 53万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

- (3) 出産育児一時金の支給額を次のとおり改正するもの

現 行	改正後
40万8,000円	→ 48万8,000円

- (4) 特例対象被保険者等に係る届出において、雇用保険受給資格通知の提示も可とするもの

現 行	改正後
雇用保険受給資格者証の提示	→ 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の提示

17 高松市子ども・子育て条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

ヤングケアラーへの支援を推進するため、改正するもの

- (1) ヤングケアラーの定義について定めるもの
- (2) ヤングケアラーへの支援について定めるもの

18 高松市子ども・子育て支援会議条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 引用条項の整備をするもの

19 高松市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、認定こども園の認定の要件を見直す等のため、改正するもの

- (1) 認定こども園は、子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならないこととするもの
- (2) 認定こども園は、通園を目的とした自動車（子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて子どもの自動車からの降車の際に限り(1)に定める所在の確認を行わなければならないこととするもの
- (3) 保育士については、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができることとするもの
- (4) (3)の規定により置かなければならない保育士について看護師等をもって代える場合においては、その看護師等の総数は、子どもの年齢に応じて置かなければならない教育及び保育に従事する職員の数の3分の1を超えてはならないこととするもの
- (5) 引用条項の整備をするもの

20 高松市公衆浴場法施行条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

国の公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正を踏まえ、公衆浴場について講じなければならない衛生等に係る措置の基準を見直すため、改正するもの

- (1) 混浴制限年齢を10歳から7歳に引き下げるもの

21 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

〔R5. 4. 1から施行〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき学校運営協議会を設置するため、改正するもの

- (1) 特別職の職員の報酬額及び旅費額を定める表に学校運営協議会委員の区分とその報酬額及び旅費額を規定するもの

22 高松市サンクリスタル高松リニューアル基金条例の制定について

〔公布の日から施行〕

サンクリスタル高松の施設、設備等のリニューアルに活用する高松市サンクリスタル高松リニューアル基金を設置するため、制定するもの

- (1) 基金の設置について定めるもの
- (2) 定義について定めるもの
- (3) 基金の積立額について定めるもの
- (4) 管理について定めるもの
- (5) 運用益金の処理について定めるもの
- (6) 繰替運用について定めるもの
- (7) 処分について定めるもの
- (8) 委任について定めるもの

23 高松市企業誘致条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

助成措置を講ずる企業として指定を受けるための指定に係る申請の期限を延長するため、改正するもの

- (1) 条例の失効の日を5年延長し令和10年3月31日までとするもの

24 高松市塩江湯愛の郷センター条例の一部改正について

〔R5. 5. 9から施行〕

高松市塩江道の駅エリア整備の実施において、高松市塩江湯愛の郷センターの施設の一部を閉館することに伴い、改正するもの

- (1) センターの設置目的及び設置場所を見直すもの
- (2) センターの施設から浴場施設を削り農林産物加工品等展示販売施設のみとするもの
- (3) 浴場施設を閉館することに伴い、使用許可、利用料金等に関する規定を削るもの

25 高松市美術館条例等の一部改正について

〔R 5. 4. 1から施行〕

博物館法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 高松市美術館条例の一部改正
 - ア 引用条項の整備をするもの
 - イ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市旅館業法施行条例の一部改正
 - ア 引用条項の整備をするもの
- (3) 高松市歴史民俗分野及び美術分野社会教育施設協議会条例の一部改正
 - ア 引用条項の整備をするもの

26 高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例等の一部改正について

〔R 5. 4. 1から施行〕
〔(1)ウは公布の日から施行〕

建築基準法の一部改正等に伴い、改正するもの

- (1) 高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正
 - ア 高さの限度が指定されている特定用途制限地域内の一部の地域において再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物で市長が許可したものの高さについては、その許可の範囲内において、その高さの限度を超えるものとするのできる特例を定めるもの
 - イ (1)アの規定による許可をする場合においては、あらかじめ高松市建築審査会に諮問しなければならないこととするもの
 - ウ 建築物の用途を変更する場合においては、用途制限規定を準用することとするもの
 - エ 所要の規定整備をするもの
- (2) 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例の一部改正
 - ア 建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積の対象に、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分で、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものを加えるもの
 - イ 高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例別表（以下「別表」という。）第5（ア）欄に掲げる区域内において建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物については、規定された容積率の最高限度を超えるものとするのできる特例を定めるもの
 - ウ (2)イの規定による許可をする場合においては、あらかじめ高松市建築審査会に諮問しなければならないこととするもの
 - エ 別表第6（ア）欄に掲げる区域内における建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物について、建蔽率の限度の特例を定めるもの

オ (2)エの規定による許可をする場合においては、あらかじめ高松市建築審査会に諮問しなければならないこととするもの

カ 別表第7(ア)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、同表(イ)欄に掲げる地区)内における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物について、建築物の高さの限度の特例を定めるもの

キ (2)カの規定による許可をする場合においては、あらかじめ高松市建築審査会に諮問しなければならないこととするもの

ク 所要の規定整備をするもの

(3) 高松市建築関係手数料条例の一部改正

ア (2)ア及びイに基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査に要する手数料の額を定めるもの

イ (2)エに基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査に要する手数料の額を定めるもの

ウ (1)ア及び(2)カに基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査に要する手数料の額を定めるもの

エ 所要の規定整備をするもの

オ 引用条項の整備をするもの

27 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市とさぬき市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

(1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

28 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と東かがわ市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

(1) 子育て支援に係る福祉の項目を加えるもの

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

29 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と土庄町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

(1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

30 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と小豆島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

31 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と三木町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

32 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と直島町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

33 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と綾川町との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

- (1) 結びつきやネットワークの強化に係る連携の項目を加えるもの

34 女木辺地に係る総合整備計画の策定について

女木町の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、総合整備計画を策定するもの

- (1) 高松市鬼ヶ島おにの館の改修を実施するため、議会の議決を求めるもの

35 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 11,000,000円を上限とする額
(2) 相手方 内橋 翔 (公認会計士)

36 高松市の区域内に新たに生じた土地の確認について

高松市がふ頭用地及び道路用地として造成した埋立地を確認するもの

- (1) 埋立場所

高松市屋島東町字立石514番36から同町字四通516番3に至る間に隣接する無番地及び高松市屋島東町字四通515番254地先公有水面

- (2) 埋立面積

21,604.26㎡

37 町及び字の区域の変更について

前記埋立地を屋島東町字立石の区域に編入するもの

38 路線の認定について

寄附採納に伴い、市道15路線を認定するもの

・仏生山町134号線ほか14路線